

【医療費助成制度の概要】

事業区分	対象者	助成内容
子ども	出生の日から 中学3年生まで	医療機関などで支払った医療費（一部負担金）の全額
妊産婦	妊娠5カ月目の月の初日から 出産日の翌月末日まで	

※いずれの制度も所得制限なし

5問い合わせ先
町民福祉課

☎ 46-5562

- の窓口に必要な書類を持参のうえ申請してください。
- ① 出生届けを出した人
▽子どもの健康保険被保険者証または子どもが加入予定の健康保険被保険者証
▽助成給付金の振込先通帳
▽印鑑(認印)
 - ② 妊娠してる人
▽健康保険被保険者証
▽助成給付金の振込先通帳
▽印鑑(認印)
▽母子手帳
 - ③ 対象者で平泉町に転入した人
▽①または②に同じ
▽所得課税証明書(所得額、控除額、扶養人数が確認できるもの)

まちの子育て支援策を考える
町民福祉課編①

町では、少子化対策・子育て支援の一環としてさまざまな事業を実施しています。子どもの医療費助成制度と妊産婦医療費助成制度もそのひとつです。

子どもの医療費助成制度と妊産婦医療費助成制度は、現在子どもを育てる親御さんや妊娠している人への経済的支援、子どもの健康と健やかな育成を促進し、だれもが安心して子どもを健やかに育てられるような社会づくりを目指して導入されたものです。

経済格差が医療を受ける機会を阻んで子どもや妊婦が犠牲になることのないように、特にも乳幼児期は感染症などの病気の進行が早いいため、保護者の経済事情にかかわらず早期受診ができるようにと、1970年代以降、制度が全国で広まり、現在に至っています。

今回は、町が実施している「子ども医療費助成制度」と「妊産婦医療費制度」について紹介します。



子ども・妊産婦医療費助成制度

この制度は子育て家庭への経済的支援、少子化対策の一環として子どもが病気や怪我などにより受診した場合や妊産婦の医療費を県と市町村で助成する制度です。平成26年度から、町では制度対象者を拡大し、小学生と中学生、全ての妊産婦に対し所得制限を設けることなく医療費を助成しています。

1 対象者

▽子ども：出生の日から中学3年生の年度末まで
▽妊産婦：妊娠5カ月目の月の初日から出産日の翌月末日まで

2 助成内容

医療機関などで支払った医療費(一部負担金)の全額助成
※健康保険が適用されないもの、予防接種、普通分娩の出産費用、入院中の食事にかかる負担金(食事療養費の標準負担額)、差額ベッド代、処方箋のない医療費、文書料、その他自由診療・自費分は助成対象外です。
※原則として、国の制度による公費負担医療費制度(小児慢性特定疾患治療研究事業、特定疾患治療研究事業など)

が利用できる場合はそちらを優先し、その際に一部負担金が生じた場合には、当該一部負担金について助成します。
※保育所・幼稚園や学校などの管理下で怪我したときは、「日本スポーツ振興センター」より災害給付金が支給されますので医療費助成対象外です。

3 助成方法

月の初回の診療時に、保険証とともに医療費受給者証を提示し、医療費助成給付申請書を医療機関に提出して、医療費の一部負担金をお支払ください。
その後、受診した2カ月後の月末に医療費助成金額が指定された口座に入金されます。
※次に該当する場合は、直接町民福祉課の窓口へ医療費の領収書を提出してください。
▽県外受診の場合
▽受診月内に医療機関などで受給者証を提示しなかった場合
▽自立支援法や特定疾患またはその他の制度により、一部負担金相当額から公費で医療費の負担軽減を受けている場合に該当する人は町民福祉課

4 申請方法

次に該当する人は町民福祉課

「協働のまちづくり」を推進しています

自分たちの住む地域や環境を守り、住みやすさをどうやって維持していくのか。行政の力だけでは不十分です。みなさんのアイデアと行動力が大きな力となります。

人口減少や少子高齢化に伴う地域力の減退を最小限にとどめ、より住みよい地域社会の実現を目指して、町では協働のまちづくりを推進しています。

平泉町協働のまちづくり交付金事業内容

募集団体	住みよい地域社会の実現を目的とする活動を行い、次に掲げる全ての要件を満たす団体 ①町内に活動の拠点を有していること ②構成員がおおむね5人以上であること ③運営や組織に関する規約または会則を定めていること ④政治活動、宗教活動または営利を目的としないこと
助成金交付対象事業	まちの地域づくりを目的として、次のいずれかに該当する事業 ①地域の課題解決に向けた主体的な取り組み ②地域の人やモノなどの素材を生かした取り組み ③身近な公共サービスの創造や提供する取り組み ④地域の伝統・文化を継承する取り組み ⑤活動団体同士の連携や協働の取り組み ⑥地域住民の声を集約してみんなで実践する取り組み ⑦その他、町長が必要と認める取り組み
助成金交付対象金額	事業実施に要する経費を対象とし、30万円を上限とします ※ただし活動団体の恒常的活動を維持する経費などは対象外と ※必要に応じて3分の2以内の額を前払いできます

行政のみがまちづくりを行うのではなく、集落単位の地域自治組織や地域づくりを目的とした団体などが主体となり、その地域が元気になるような事業や課題解決に向けた主体的な取り組みをする事業費の一部を町が助成することにより、住民主体のまちづくりを推進するものです。
平成25年度からこの事業を始め、述べ6団体に145万1千円の助成をしています。助成した事業の一部を紹介すると、自治会組織の連携を深める取り組みであったり、伝統・文化を継承し発信する事業など多岐にわたる分野で活動をしています。

本年度も引き続き、協働のまちづくり事業を推進し、地域を元気にしたい人たちの積極的な活用を応援します。

■ 問い合わせ先
総務企画課

☎ 46-5578

【交付金事業活用例】

平泉エッセイコンテスト

このコンテストは、町内の有志10人で結成する「平泉エッセイコンテスト」実行委員会が、全国から平泉に関するエッセイを募集。作家の内海隆一郎さんをはじめとする審査員たちによる厳重な審査を通過した24人の作品がエッセイ集として刊行されました。
作品は、北海道から鹿児島まで全国津々浦々から合計226点寄せられ、全ての作品が平泉に対する思いにあふれている素晴らしいものでした。
このエッセイ集刊行により、町民はもとより、平泉を愛する人々のアイデンティティーの醸成が図れ、今一度地域を見つめる機会を与えてくれた事業でした。



刊行されたエッセイ集